

平成14年度騒音規制法施行状況調査について（お知らせ）

平成15年12月18日（木）
環境省環境管理局大気生活環境室
室長 上河原献二（内線 6540）
補佐 由衛 純一（内線 6543）
担当 大野，平野（内線 6546）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成14年度における騒音苦情の状況及び騒音規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（1）騒音苦情の状況

騒音に係る苦情の件数は、平成14年度は15,461件（前年度14,547件）で、前年度に比べて914件（約6.3%）増加した。

苦情の主な発生源別内訳を見ると、工場・事業場騒音が最も多く5,253件（全体の約34.0%）、次いで建設作業騒音が4,168件（約27.0%）、営業騒音が2,080件（約13.4%）であった。

前年度と比較すると、建設作業騒音に係る苦情が392件、家庭生活に係る苦情が197件、営業騒音に係る苦情が183件増加した。

（2）騒音規制法の施行状況

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成14年度末現在、全国の市区町村の約65.9%に当たる2,132市区町村（9町1村増加）であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成14年度末現在で、全国で208,389件（前年度208,779件）となっている。特定工場等に対する法に基づく立入検査は879件（前年度819件）、改善勧告は5件（前年度3件）行われ、改善命令は行われなかった（前年度0件）。この他、行政指導が905件（前年度918件）行われた。

また、同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は64,694件（前年度55,627件）となっている。特定建設作業に対する法に基づく立入検査は1,256件（前年度1,083件）行われ、改善勧告、改善命令は行われなかった（前年度0件）。この他、行政指導が1,312件（前年度1,229件）行われた。

1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市及び特例市を通じ、騒音に係る苦情の状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

（1）騒音苦情の状況

平成14年度に全国の地方公共団体が受理した騒音苦情の件数は、15,461件であった。これは、平成13年度（14,547件）と比べて914件、約6.3%の増加となる。（図1参照）

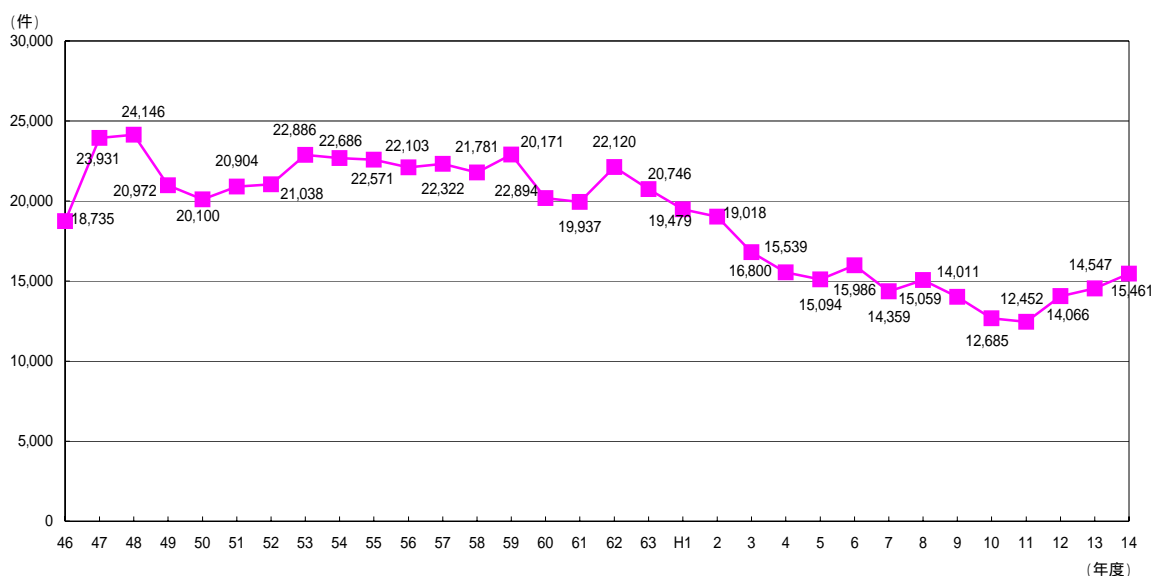


図1 騒音苦情件数の推移

苦情件数を都道府県別に見ると、東京都の3,251件が最も多く、次いで大阪府1,619件、愛知県1,301件、神奈川県1,297件、埼玉県1,081件の順となっており、この5都府県で全国の騒音苦情件数の5割以上を占めた。(表1参照)

苦情件数を発生源別に見ると、工場・事業場騒音が5,253件(34.0%)で最も多く、次いで建設作業騒音が4,168件(27.0%)、営業騒音が2,080件(13.4%)、家庭生活騒音が1,331件(8.6%)の順となった。

これを平成13年度と比較すると、建設作業騒音に係る苦情が392件、家庭生活に係る苦情が197件、飲食店、興行場、娯楽施設等の営業騒音に係る苦情が183件増加した。(図2, 3参照)

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	3,251	1	東京都	271
2	大阪府	1,619	2	大阪府	187
3	愛知県	1,301	3	愛知県	186
4	神奈川県	1,297	4	埼玉県	155
5	埼玉県	1,081	5	神奈川県	152
	全 国	15,461		全国平均	122

人口は平成15年3月31日現在の住民基本台帳人口による

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H13	H14	増減	都道府県	H13	H14	増減
北海道	296	365	69	滋賀県	108	98	10
青森県	180	184	4	京都府	224	259	35
岩手県	89	81	8	大阪府	1,506	1,619	113
宮城県	196	265	69	兵庫県	673	707	34
秋田県	23	31	8	奈良県	77	96	19
山形県	93	84	9	和歌山県	72	103	31
福島県	119	113	6	鳥取県	27	37	10
茨城県	189	229	40	島根県	20	15	5
栃木県	105	124	19	岡山県	102	152	50
群馬県	150	168	18	広島県	217	231	14
埼玉県	1,142	1,081	61	山口県	100	100	0
千葉県	641	577	64	徳島県	51	45	6
東京都	3,149	3,251	102	香川県	72	69	3
神奈川県	1,198	1,297	99	愛媛県	117	109	8
新潟県	192	188	4	高知県	47	53	6
富山県	38	44	6	福岡県	526	511	15
石川県	74	101	27	佐賀県	33	47	14
福井県	47	78	31	長崎県	95	93	2
山梨県	45	65	20	熊本県	47	57	10
長野県	181	183	2	大分県	113	132	19
岐阜県	124	179	55	宮崎県	73	114	41
静岡県	354	354	0	鹿児島県	90	143	53
愛知県	1,322	1,301	21	沖縄県	56	181	125
三重県	154	147	7	合計	14,547	15,461	914

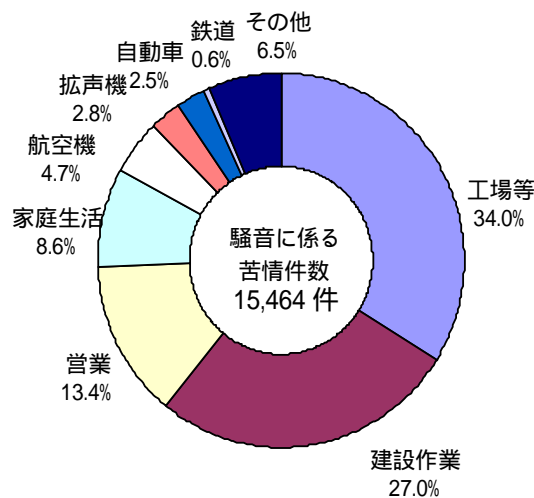


図2 騒音に係る苦情の内訳

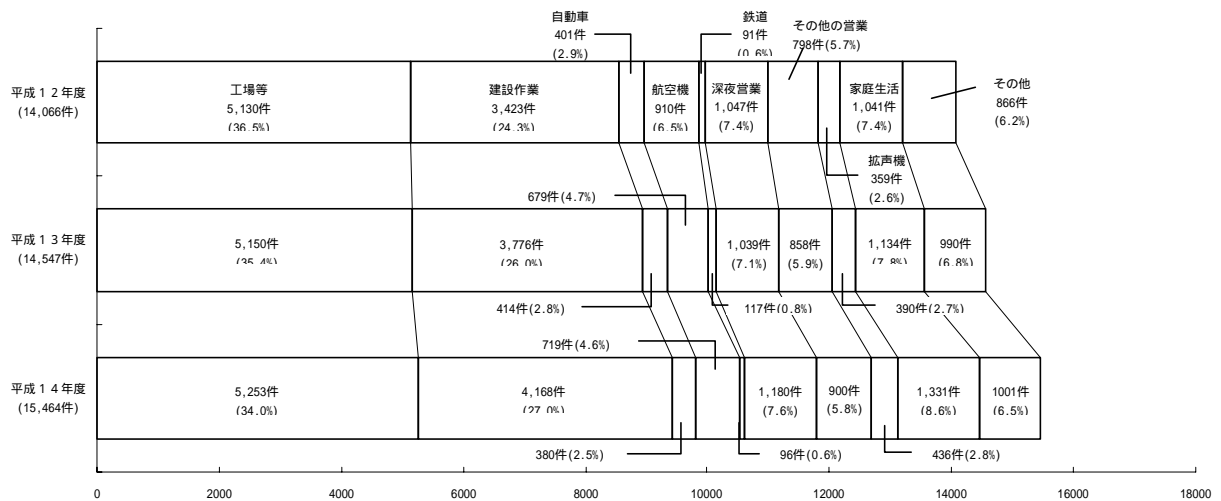


図3 過去3か年の苦情件数の発生源別内訳

規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 5,253 件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約 20.1% の 1,056 件であり、建設作業に対する苦情総数 4,168 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 34.2% の 1,426 件となった。(表3参照)

表3 規制対象・非対象別苦情件数

発生源の種類 年度	工場・事業場					建設作業					
	特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計	
	指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		
平成13年度	件数	1,011	78	3,772	289	5,150	1,299	20	2,404	53	3,776
	%	19.6%	1.5%	73.2%	5.6%	100.0%	34.4%	0.5%	63.7%	1.4%	100.0%
平成14年度	件数	1,056	67	3,815	315	5,253	1,426	32	2,641	69	4,168
	%	20.1%	1.3%	72.6%	6.0%	100.0%	34.2%	0.8%	63.4%	1.7%	100.0%

(2) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成14年度末現在 2,132 で、全国の市区町村数の約 65.9% (平成13年度 65.6%) に相当した。(表4参照)

平成14年度中には新たに9町1村において規制地域が指定された。

(3) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成14年度末現在 1,827 で、全国の市区町村数の約 56.5% (平成13年度 55.8%) に相当した。(表4参照)

表4 地域指定の状況及び環境基準類型あてはめ状況（平成14年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	675	23	1,976	561	3,235
地域指定	675	23	1,257	177	2,132
割合（％）	100.0%	100.0%	63.6%	31.6%	65.9%
環境基準の地域 類型あてはめ	661	23	1,030	113	1,827
割合（％）	97.9%	100.0%	52.1%	20.1%	56.5%

表5 特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
特定工場等総数	207,748	208,779	208,389
対前年度比 （増加率）	1,833 (0.89%)	1,031 (0.49%)	390 (0.19%)
特定建設作業件数	60,999	55,627	64,694
対前年度比 （増加率）	757 (1.26%)	5,372 (8.81%)	9,067 (16.3%)

(4) 規制の状況

(4)-1 工場・事業場に対する規制の状況

特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成14年度末現在で208,389（平成13年度末現在208,779）で、前年度より390件減少した。（表5参照）

また、特定施設の総数は1,542,187（同1,529,189）となった。

特定工場等の内訳を見ると、空気圧縮機等を設置しているものが約36.4%と最も多く、以下、金属加工機械を設置しているものが約21.5%、織機を設置しているものが約12.4%の順となった。

特定施設の内訳を見ると、空気圧縮機等が約38.6%と最も多く、以下、織機が約27.0%、金属加工機械が約18.0%の順となった。（表6参照）

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情1,056件（平成13年度1,011件）に対して、平成14年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収202件（同177件）、立入検査879件（同819件）、騒音の測定467件（同414件）であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは292件（同254件）であり、改善勧告は5件（同3件）行われ、改善命令は行われなかった（同0件）。また、これらの措置のほか、騒音防止に関する行政指導が905件（同918件）行われた。（表7参照）

表6 法に基づく届出件数（平成14年度末現在）

6-1 特定工場等総数

6-2 特定施設総数

設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	44,768	21.5%	金属加工機械	277,411	18.0%
空気圧縮機等	75,750	36.4%	空気圧縮機等	595,537	38.6%
土石用破碎機等	4,443	2.1%	土石用破碎機等	25,748	1.7%
織機	25,823	12.4%	織機	415,697	27.0%
建設用資材製造機械	3,730	1.8%	建設用資材製造機械	5,569	0.4%
穀物用製粉機	582	0.3%	穀物用製粉機	3,685	0.2%
木材加工機械	21,473	10.3%	木材加工機械	66,863	4.3%
抄紙機	690	0.3%	抄紙機	2,275	0.1%
印刷機械	21,397	10.3%	印刷機械	80,158	5.2%
合成樹脂用射出成形機	8,523	4.1%	合成樹脂用射出成形機	60,682	3.9%
鋳造型機	1,210	0.6%	鋳造型機	8,562	0.6%
計	208,389	100.0%	計	1,542,187	100.0%

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいう。

表7 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

苦情		1,056
行政措置等	報告の徴収	202
	立入検査	879
	測定	467
	うち基準超	292
	改善勧告	5
	改善命令	0
	行政指導	905

(4)-2 特定建設作業に対する規制の状況

特定建設作業の実施届出件数

平成14年度中の特定建設作業実施届出件数は64,694件（平成13年度55,627件）であり、その内訳を見ると、削岩機を使用する作業が30,430件（同27,880件）と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が18,899件（同13,526件）の順になっており、これらで全体の約76.2%を占めた。（表5・表8参照）

表 8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業	届出件数	
くい打機等を使用する作業	4,703	7.3%
びょう打機を使用する作業	67	0.1%
さく岩機を使用する作業	30,430	47.0%
空気圧縮機を使用する作業	5,282	8.2%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	288	0.4%
バックホウを使用する作業	18,899	29.2%
トラクターショベルを使用する作業	1,392	2.2%
ブルドーザーを使用する作業	3,633	5.6%
計	64,694	100.0%

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情 1,426 件（平成 13 年度 1,299 件）に対し、平成 14 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 284 件（同 263 件）、立入検査 1,256 件（同 1,083 件）、騒音の測定 375 件（同 304 件）であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは 69 件（同 67 件）であった。改善勧告及び改善命令は行われなかった（同 0 件）。

また、騒音防止に関する行政指導が 1,312 件（同 1,229 件）行われた。（表 9 参照）

表 9 指定地域内の特定建設作業騒音に係る苦情件数及び措置等の状況

苦情件数	1,426	行政措置等	
くい打機等を使用する作業	95	報告の徴収	284
びょう打機を使用する作業	5	立入検査	1,256
さく岩機を使用する作業	945	測定	375
空気圧縮機を使用する作業	32	うち基準超	69
コンクリートプラント等を設けて行う作業	6	改善勧告	0
バックホウを使用する作業	271	改善命令	0
トラクターショベルを使用する作業	49	行政指導	1,312
ブルドーザーを使用する作業	23		

(5) 道路交通騒音に対する措置等の状況

指定地域内の道路交通騒音の苦情 332 件（平成 13 年度 362 件）に対して、騒音の測定は 184 件（同 199 件）行われており、要請限度を超えていたものは 23 件（同 30 件）であった。また、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 7 件（同 12 件）行われた。都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は 2 件行われた（同 2 件）。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 85 件（同 110 件）行われ、都道府県公安委員会に対する同様の措置は 4 件行われた（同 0 件）。（表 10 参照）

表 10 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

苦 情		332
行政措置等	測 定	184
	うち要請限度超	23
	道路管理者へ 意見陳述	7
	公安委員会へ 要 請	2
	要請以外の道路管理者 への措置依頼	85
	要請以外の公安委員会 への措置依頼	4

(6) 低周波音に係る苦情の状況

平成 14 年度に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情の件数は 91 件（平成 13 年度 110 件）であった。（図 4，表 1 1 参照）

内訳を見ると，工場・事業場に係るものが 40 件（同 52 件）と最も多く約 44.0% を占めた。

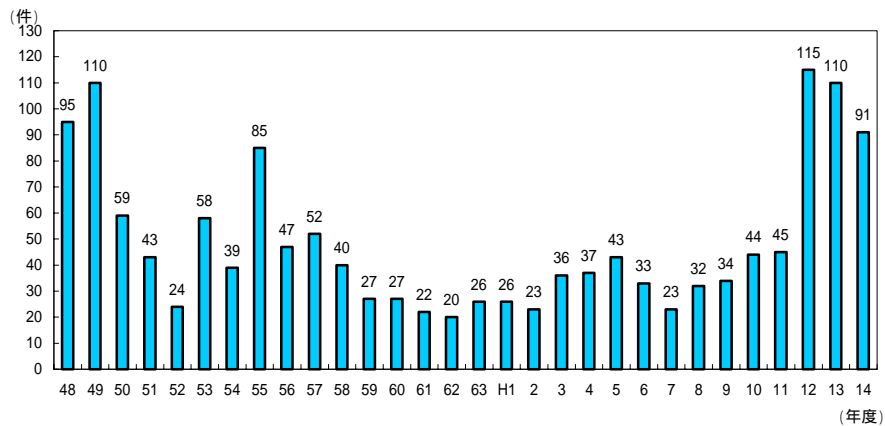


図 4 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表 1 1 低周波音に係る苦情件数の内訳

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
発生源										
工場・事業場	18	12	12	16	19	22	21	61	52	40 (44.0%)
建設作業	0	1	1	1	1	0	0	2	3	1 (1.1%)
道路交通	0	3	2	1	1	2	1	1	1	1 (1.1%)
鉄 道	18	8	4	3	0	2	1	4	1	3 (3.3%)
家庭生活	-	0	0	0	3	7	1	20	16	20 (22.0%)
その他	7	9	4	11	10	11	21	27	37	26 (28.5%)
合 計	43	33	23	32	34	44	45	115	110	91 (100%)

(7) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した。（表12参照）

環境騒音の測定実施状況

平成14年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は241（平成13年度315）で、環境基準の類型あてはめがなされている1,827市区町村数の約13.2%であった。

測定地点の総数は4,496地点（同4,937地点）であり、そのうち定点測定地点数（毎年度実施しているものとは限らない）は3,252地点（同3,130地点）で、全体の約72.3%となった。

環境基準の適合状況

地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合
全測定地点3,751地点（同4,158地点）のうち約74.1%の地点で環境基準に適合（同74.6%）した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では2,764地点（同3,192地点）のうち約72.3%の地点で適合（同73.2%）し、C類型地域（住居・商工業混在地域）では983地点（同960地点）のうち約79.1%の地点で適合（同79.3%）した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

全測定地点745地点（同779地点）のうち約72.5%の地点で適合した（同69.8%）。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では501地点（同530地点）のうち約68.3%の地点で適合（同65.1%）し、C類型地域では244地点（同246地点）のうち81.1%の地点で適合（同80.1%）した。

（注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表12 一般地域における環境基準の測定及び適合状況（道路に面する地域を除く）

測定実施自治体数	平成14年度における測定状況										
	測定地点数	全測定地点数	定点測定地点数	ア．地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ．騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
241	測定地点数	4,496	3,252	4	2,764	983	3,751	0	501	244	745
	適合地点数	3,319	2,410	2	1,999	778	2,779	0	342	198	540
	%	73.8%	74.1%	50.0%	72.3%	79.1%	74.1%	0.0%	68.3%	81.1%	72.5%

AA：特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

3．おわりに

平成14年度は、指定地域内、特に東京都、神奈川県、大阪府などの都市圏における苦情が全般的に増加している。

最も増加件数が多かった建設作業については、都市部における建築物の建て替え・更新に伴い、解体・新築作業が増加していることが考えられる。また、家庭生活、営業騒音による苦情も増加している。

一方、低周波音苦情については、若干減少したものの過去の件数と比べると依然高い状態にあり、引き続き防止事例等の知見の充実と周知が必要と考えている。

今後、引き続き適切な法の運用のみならず、良好な音環境の創造を一層推進していく必要がある。